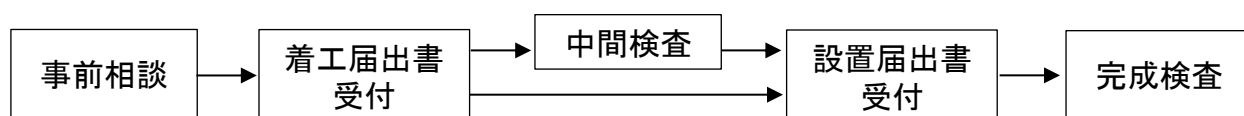


消防署予防業務(消防設備業務)の消防局本部への集約について

消防局では、より効率的、効果的な業務執行体制を構築し、市民等の利便性の向上を図るため、令和5年4月から消防署予防業務のうち、消防用設備の設置指導等に関する業務(以下「消防設備業務」という。)を消防局本部へ集約することとしましたので、御報告いたします。

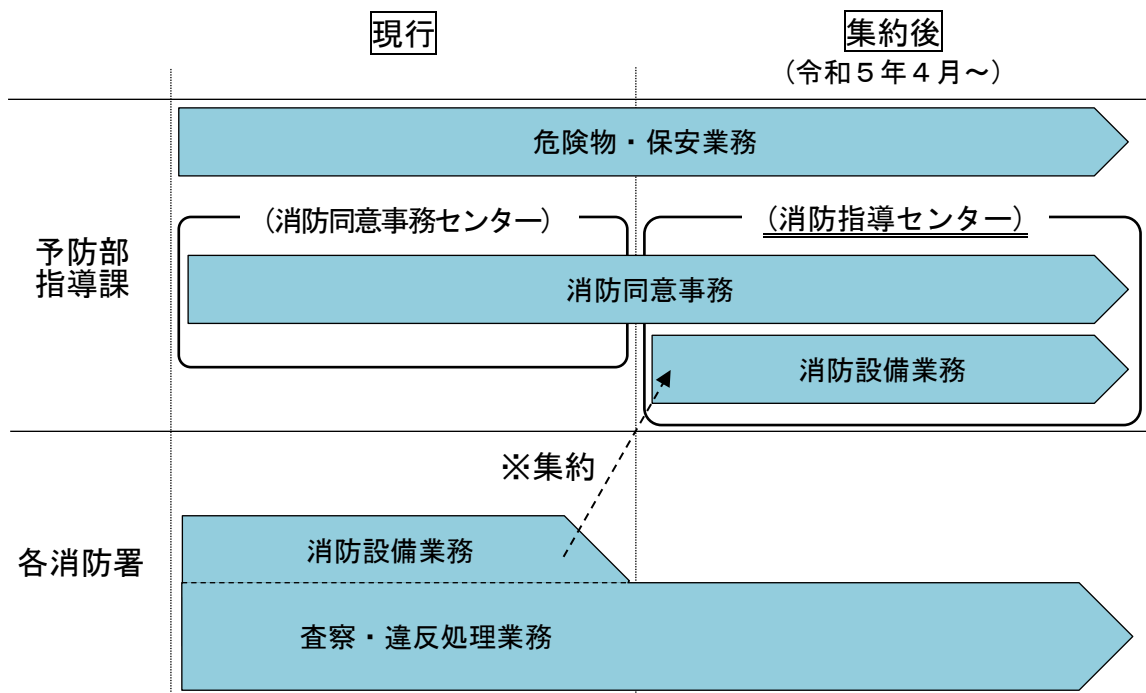
1 消防設備業務の概要

消防署で実施している消防設備業務は、建物の新築や増改築等に伴い、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等の消防用設備の設置指導等を行うものです。消防署において事前相談・指導を行い、中間検査や完成検査に際しては、職員が現地に赴き設置状況等を確認しています。



2 消防設備業務の消防局本部への集約について

現在、予防業務のうち、消防同意、危険物及び保安に係る業務を消防局本部で実施しています。これらの業務に加え、消防設備業務を消防局本部へ集約し、新たに、予防部指導課に「消防指導センター」を設置します。



3 集約に伴う効果等

(1) ワンストップ処理

新設する消防指導センターにおいて、新築建物の確認申請等に必要な消防同意事務に加え、消防設備業務を実施することで、建物の新築等に係る一連の手続をワンストップで実施できることとなります。

事業者にとっては、京都市役所周辺において、本市の建築・消防に係る手続を効率的に進めることが可能となり、利便性の向上につながります。

(2) 受付相談体制の拡充等

ア 各消防署では、主に午前中に事前相談への対応や届出などの受付を実施し、午後に現地での検査を実施していますが、集約後は、いずれも終日対応が可能となります。

イ また、特殊な消防設備の設置等については、局本部から消防署へ、それらの取扱いについて、随時共有を図っていましたが、確認や審査に時間を要することがありました。集約後は一つの部署で業務を行うことで、ノウハウの共有が容易になるとともに、審査や相談対応について、迅速化、的確化を図ることができます。

(3) 効率的な人材育成

消防設備業務は幅広い関係法令や基準に関する知識に加えて、様々な建物への指導経験が必要であり、高い専門性が求められる業務です。

消防指導センターでは、当該業務に専従するため、効率的に職員の専門性や経験値の向上を図ることが可能となります。

4 今後のスケジュール

令和4年12月～	消防指導センターの設置に関する事業者周知
令和5年4月1日	消防指導センターの設置